

# 福祉用具・身体障害者補助犬等

# 補装具費支給制度

## ■事業内容

補装具は、身体障害者及び身体障害児の失われた身体機能を補完又は代替する用具であり、身体障害者の職業その他日常生活の能率の向上を図ることを目的として、また、身体障害児については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるものであり、市町村は、補装具を必要とする身体障害者及び身体障害児に対し、補装具費の支給を行う。

## ■対象者 補装具を必要とする身体障害者、身体障害児

## ■実施主体 市町村

## ■補装具

次の3つの要件に該当するもの

- ・身体機能を補完し、又は代替し、かつその身体への適合を図るように製作されたもの
- ・身体に装着することにより、その日常生活において又は就労若しくは就学のために、同一の製品につき長期間にわたり継続して使用されるもの
- ・医師等による専門的な知識に基づく意見又は診断に基づき使用が必要とされるもの

## ■補装具の種目

義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置

# 日常生活用具給付等事業

## ■事業内容

地域の実情や障害者等の状況に応じて柔軟に実施できる地域生活支援事業の必須事業として、日常生活上の便宜を図るため、特殊寝台、入浴補助用具、盲人用体温計、点字器、ストーマ装具などの日常生活用具を給付又は貸与する。

■対象者　日常生活用具を必要とする障害者、障害児

■実施主体　市町村

■対象種目　次の3つの要件を満たす6種の用具

### 【用具の要件】

- ・安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの
- ・日常生活用の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの
- ・製作や改良、開発に当たって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般に普及していないもの

### 【用具の種目】

種目	用具の用途及び形状
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット等の身体介護を支援する用具
自立生活支援用具	入浴補助用具等の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器等の在宅療養等を支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器、人工喉頭等の情報収集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ装具等の排泄管理を支援する用具及び衛生用品
居宅生活動作補助用具	居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な改修を伴うもの

※具体的な対象種目等については、市町村の判断により決定することができる。

# 障害者自立支援機器等開発促進事業

## ■事業の概要

障害者の自立や社会参加を支援するためには、支援機器や技術開発の促進を図ることが必要不可欠であるが、機器の実用的な製品化は充分進んでいない状況にある。

こうしたことから、マーケットが小さく事業につながらない、技術開発は終了しているが経費的な問題からモニター評価が行えない等、ビジネスモデルの確立が困難な機器の実用的製品化について、開発を行う企業及び障害者が連携し、障害当事者によるモニター評価等を義務付けた実証試験等を通じて、適切な価格で障害者が使いやすい機器を開発する取り組みに対して助成を行う。

## ■開発テーマ（平成24年度）

80 -

- |                        |                  |
|------------------------|------------------|
| 1 肢体障害者の日常生活支援機器       | 2 視覚障害者の日常生活支援機器 |
| 3 聴覚障害者の日常生活支援機器       | 4 盲ろう者の日常生活支援機器  |
| 5 障害者のコミュニケーションを支援する機器 | 6 障害者スポーツ用機器     |
| 7 障害児の生活を豊かにする支援機器     | 8 その他            |

## ■応募資格者

障害者の自立を支援する機器の実用的製品化開発、普及を目指す国内の民間企業であって、実用的製品化開発を行う能力及び開発体制を有し、その経理が明確でかつ経営の安定性が確保されている企業の代表者または開発の主たる責任者。

# 身体障害者補助犬法等の概要

## ■身体障害者補助犬法の概要

- 身体障害者補助犬法は、身体障害者の自立と社会参加の促進に寄与することを目的としている。
- 身体障害者補助犬は、指定法人の認定をうけた盲導犬・介助犬・聴導犬の3種類の総称。
- 以下の施設では、身体障害者補助犬の同伴を受け入れる義務がある。
  - ・国や地方公共団体などが管理する公共施設
  - ・電車、バス、タクシーなどの公共交通機関
  - ・商業施設、飲食店、病院、ホテルなどの不特定かつ多数の方が利用する民間施設
  - ・国や地方公共団体などの事務所(職場)
  - ・従業員56人以上の民間企業(職場)

## ■身体障害者補助犬育成事業

- 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業において、都道府県で実施している。

### 【事業内容】

身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬及び聴導犬）を使用することにより社会参加が見込まれる者に対し、その育成に要する費用を助成する。

## ■補助犬の実働頭数

	H17.4	H18.4	H19.4	H20.4	H21.4	H22.4	H23.4	H24.4
盲導犬	957	952	965	996	1,045	1,070	1,067	1,043
介助犬	28	31	38	41	46	46	53	62
聴導犬	10	11	12	16	19	19	29	42

※盲導犬実働頭数については、社会福祉法人日本盲人社会福祉施設協議会リハビリテーション部会盲導犬委員会による年次報告書の値